

記入例 (個人の場合)

令和 ● 年 ● 月 ● 日

福島市保健所長

- ◆修正液や修正テープは使用しないでください。
- ◆間違えたときは、二重線で消して正しい文字を記入してください。

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

営業届

公開に同意しない
場合はチェックする。

食品衛生法第57条第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

- ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
- 届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

届出者情報	郵便番号：960-●●●●	電話番号：●●●-●●●●-●●●●	FAX番号：●●●-●●●●-●●●●
	電子メールアドレス：●●●@●●●.●●		法人番号：
	住所 ※法人にあつては、所在地 福島市森合町○○○○○		
	(ふりがな) ふくしま たろう	(生年月日)	
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名届出者 福島 太郎		平成(昭和)●●年 ●月●●日生	
営業施設情報	郵便番号：960-●●●●	電話番号：024-●●●●-●●●●	FAX番号：024-●●●●-●●●●
	電子メールアドレス：●●●@●●●.●●		
	施設の所在地 福島市○○(イベント会場の住所)		◆食品衛生責任者に該当する資格に○をする。 「調」：調理師 「製」：製菓衛生師 「栄」：栄養士 など ◆養成講習会を受講した場合は、 受講した講習会の名称と受講年月日を記載する。
	(ふりがな) ももりんしょうてん		
	施設の名称、屋号又は商号 ももりん商店		
	(ふりがな) ふくしま じろう	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 福島 次郎	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む) 講習会名称 福島市 養成講習会 令和●年 ●月●●日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 焼きとり、たこやき		自由記載	
自動販売機の型番		主に調理・販売する食品を記載する。	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされな いもの	イベント日時：令和○年○月○日～ 令和○年○月○日 (○日間)
	2	次のページを参考に代表的な営業の形態を記載する。 販売のみの場合は、該当する販売業名を記載する。	イベント名称：○○祭り
3			
担当者	(ふりがな) ふくしま さぶろう	届出内容に関する担当者と電話番号を記載する。	電話番号
	担当者氏名 福島 三郎		090-●●●●-●●●●

営業の形態(届出業種)

法改正前に 許可業種 だった営業	1	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)
	2	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)
	3	乳類販売業
	4	冰雪販売業
	5	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)
販売業	6	弁当販売業
	7	野菜果物販売業
	8	米穀類販売業
	9	通信販売・訪問販売による販売業
	10	コンビニエンスストア
	11	百貨店、総合スーパー
	12	自動販売機による販売業 (5コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)
13	その他の食料・飲料販売業	
製造・加工業	14	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)
	15	いわゆる健康食品の製造・加工業
	16	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)
	17	農産保存食料品製造・加工業
	18	調味料製造・加工業
	19	糖類製造・加工業
	20	精穀・製粉業
	21	製茶業
	22	海藻製造・加工業
	23	卵選別包装業
	24	その他の食料品製造・加工業
上記以外	25	行商
	26	集団給食施設
	27	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)
	28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
	29	その他